

<p style="text-align: center;">第 号 立 入 検 査 証</p> <p>下記の者は、中小企業等協同組合法第 9 条の 7 の 5 第 1 項において読み替えて準用する保険業法第 305 条第 1 項、中小企業等協同組合法第 69 条の 4 において読み替えて準用する保険業法第 308 条の 21 並びに中小企業等協同組合法第 105 条の 4 第 1 項から第 4 項までの規定による立入検査をする職員であることを証明する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 20px;"> <div style="width: 40%;"> <p>所 属</p> <p>官 職</p> <p>氏 名</p> </div> <div style="width: 50%; text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 30px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 所属長印 </div> <p style="margin-top: 20px;">年 月 日生</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 80px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 写 真 </div> <p style="margin-top: 20px;">年 月 日交付 年 月 日限り有効</p> </div> </div>	<p style="text-align: center;">中小企業等協同組合法等抜粋</p> <p>○中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号） 第 9 条の 7 の 5 保険業法～（中略）～同法第 305 条 第 1 項（立入検査等）～（中略）～の規定は共済代理店について、～（中略）～同法第 311 条（検査職員の証票の携帯及び提示等）の規定はこの項において準用する同法第 305 条第 1 項の規定による立入り、質問又は検査をする職員について、それぞれ準用する。（以下略）</p> <p>第 69 条の 4 保険業法第四編（第 308 条の 2（紛争解決等業務を行う者の指定）及び第 308 条の 7 第 1 項（業務規程）を除く。）（指定紛争解決機関）並びに第 311 条第 1 項（第 308 条の 21 に係る部分に限る。）及び第 2 項（検査職員の証票の携帯及び提示等）の規定は、指定特定共済事業等紛争解決機関～（中略）～について準用する。（以下略）</p> <p>第 105 条の 4 行政庁は、組合若しくは中央会の業務若しくは会計が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款、規約、共済規程若しくは火災共済規程に違反する疑いがあり、又は組合若しくは中央会の運営が著しく不当である疑いがあると認めるときは、その組合若しくは中央会の業務若しくは会計の状況を検査することができる。</p> <p>2 行政庁は、共済事業を行う組合の業務の健全かつ適切な運営を確保し、組合員その他の共済契約者の保護を図るため必要があると認めるときは、当該職員に、共済事業を行う組合の事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>3 行政庁は、責任共済等の事業を行う組合の業務又は会計の状況につき、毎年一回を常例として検査をしなければならない。</p> <p>4 行政庁は、前 2 項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に、組合の子法人等若しくは当該組合の共済代理店の</p>
--	---

- 施設に立ち入らせ、当該組合に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 組合の子法人等又は当該組合の共済代理店は、正当な理由があるときは、前項の規定による質問及び検査を拒むことができる。
- 6 第1項から第4項までの規定による立入り、質問又は検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 7 第1項から第4項までの規定による立入り、質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 第112条の2の2 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。(第1号から第3号まで及び第5号略)
- 四 第69条の4において準用する保険業法第308条の21第1項若しくは第2項の規定～(中略)～による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 第114条 (略)～第105条の4第1項若しくは第3項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同条第2項若しくは第4項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、30万円以下の罰金(信用協同組合又は第9条の9第1項第1号の事業を行う協同組合連合会に係る報告又は検査にあつては、1年以下の懲役又は300万円以下の罰金)に処する。
- 第114条の7 共済代理店が、第9条の7の5第1項(第9条の9第5項又は第8項において準用する場合を含む。)において準用する保険業法第305条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁

- をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第9条の7の5第1項において準用する同法第306条若しくは第307条第1項の規定による命令に違反したときは、20万円以下の過料に処する。
- 保険業法(平成7年法律第105号)
- 第305条 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、特定保険募集人又は保険仲立人に対し、その業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、当該特定保険募集人若しくは保険仲立人の事務所に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。(以下略)
- 第308条の21 内閣総理大臣は、紛争解決等業務の公正かつ的確な遂行のため必要があると認めるときは、指定紛争解決機関に対し、その業務に関し報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、指定紛争解決機関の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、当該指定紛争解決機関の業務の状況に関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 内閣総理大臣は、紛争解決等業務の公正かつ的確な遂行のため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、指定紛争解決機関の加入保険業関係業者若しくは当該指定紛争解決機関から業務の委託を受けた者に対し、当該指定紛争解決機関の業務に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、これらの者の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、当該指定紛争解決機関の業務の状況に関し質問させ、若しくはこれらの者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 第311条 (略)～第305条又は第308条の21の規定による立入り、質問又は検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 2 前項に規定する各規定による立入り、質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A6とする。